

田沢湖・角館・西木

# 合併協議会だより

平成15年11月10日発行

Vol.3



## 第7回 田沢湖・角館・西木合併協議会

新自治体の名称については、臨時合併協議会で協議することに決定。

第7回合併協議会が、10月24日（金）午後1時30分から、田沢湖町総合開発センター大集会室を会場に開催されました。

前回提案された「田沢湖と角館を連ねる」名称案について、各町村の議会議長と助役より、議会での協議結果と住民に対する地域懇談会等についての報告が行われ、西木村からは、「連ねる名称に対して議会から理解が得られなかったため、住民説明会を延期した。今回の協議も含め、住民に説明する時間が欲しい。」との発言がありました。

名称については、11月21日に臨時合併協議会を開催し、改めて協議することになりました。

## 第7回 合併協議会の報告・協議 ・提案事項について

提出された報告事項、協議事項は、次のとおりです。

### 【報告事項】

#### 報告第十九号

「議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会委員長報告について」

報告の内容については、三、四ページ小委員会文中をご覧ください。

### 【協議事項】

#### 協議案第五号（継続協議）

「新自治体の名称について」（協議結果）

はじめに各町村議会議長より議会で協議した結果が報告され、

田沢湖町議会では、いろいろな意見が出され、結論に至らなかった。ただし提案に対しては、半数近くが理解を示した。

角館町議会では、三町村長の提案なので重く受け止めなければいけないとの考え方から、ほとんどの議員がやむを得ないとの意見であった。

西木村議会では、対等合併の考え方から、連ねる名称案には、大多数が同意できないとの意見であった。との報告がありました。

続いて、各町村で行われた地域懇

談会等で住民から出された意見、要望等について 助役より報告され、

田沢湖町では、三会場で実施した。連ねた名称が全国的にも見られるので、賛成という意見も出された。た

だし、市名に続く住所を短くする工夫をするべき、公募すべきではなかったのか、お互い譲り合いの精神で話し合うべき等の意見も出された。

角館町では、四会場で実施した。賛成、反対それぞれの意見も出された。民意がもっと反映できるように、

各種団体等にも意見を聞いてみたいので、もう少し時間がほしい。また民間代表の委員も、独自に住民の意見を聞く機会を設ける考えである。

西木村では、議会から連ねる名称案の理解が得られず、地域住民への説明会を延期した。住民への説明は

必要不可欠で、今回の協議内容も踏まえ、各種団体の長への説明、集落座談会を行い、住民の意見や提言を集約し、次回の協議会で報告したいので時間をいただきたい。

との報告でした。

その後、この報告を踏まえ協議しましたが、西木村の事情も考慮し、十一月二十一日に臨時協議会を開催し、改めて名称についての協議を行

うことと確認しました。



佐藤西木村助役から住民説明会が延期された事情が説明された

#### 協議案第六号（継続協議）

「新自治体の事務所の位置について」（協議結果）

名称の協議案と一体という考えから、継続して協議することと確認しました。

#### 協議案第二十四号

「条例・規則等の取扱いについて」（協議結果）

条例・規則等については、合併と同時に施行させる必要のあるもの、新市の条例・規則が制定されるまで暫定的に旧町村の条例を引き続き施行させるもの、合併後新市長が決ま

ってから制定し施行するものの三種類があり、各種事務事業等の調整内容に基づき整備するという調整案のとおり調整するということと確認しました。

#### 協議案第二十五号

「公共的団体等の取扱いについて」（協議結果）

三町村共通の団体については、できる限り合併時に統合できるように調整されることとなります。

ただし統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努めるとい

#### 提案事項（次回協議事項）

#### 協議案第二十六号

「補助金・交付金等の取扱いについて」

現在三町村で交付している同一の又は同種の補助金・交付金等については、関係団体等の協力を得て、制度の統一化に向けて調整することになります。

また、各町村独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績・効果を考慮し、調整することになります。

なお、統廃合できる補助金・交付金等については、統廃合に向け調整することになります。

#### 協議案第二十七号

「消防防災関係事業の取扱いについて」

消防団については、各町村の分団等の組織は現行のとおりとするが、全体の組織編成等については、合併時までに検討することになります。

防災関係事業については、新市において調整することになります。

地域防災計画及び消防計画は、新市において新計画を策定しますが、策定されるまでの間は、現在の計画を新市に引き継いで運用することになります。

協議案第二十八号

「障害者福祉事業の取扱いについて」  
国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整することになります。

各町村が独自に実施している制度又は事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本に調整されます。

協議案第二十九号

「児童福祉事業の取扱いについて」  
国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整することになります。

各町村が独自で実施している制度又は事業については、合併までに調整することになります。

協議案第二十号

「生活保護事業の取扱いについて」

新市において福祉事務所を設置し、国又は県等が定める各種の制度について、その法令・要綱等に準拠しながら実施していくこととなります。

協議案第三十一号

「市(町村)立学校の通学区域の取扱いについて」  
学校の通学区域については、現行のとおりとなります。

ただし、将来的に新市において児童・生徒数等の動向を踏まえ、通学区域の見直しを行っていくこととなります。

協議案第三十二号

「学校教育事業の取扱いについて」  
教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図ることを基本に、調整されることとなります。

協議案第三十三号

「文化振興事業の取扱いについて」  
同一又は類似する事業の統合若しくは再編を基本に、調整されることとなります。

協議案第三十四号

「コミュニティ活動の取扱いについて」

各地域が独自に行っているコミュニティ活動については、新市において

て存続することになります。

協議案第三十五号

「社会教育事業の取扱いについて」  
事業により、現行のとおり新市に引き継ぐもの、合併時までに調整するものや新市において調整されるものがあります。

第五回議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会

十月十日西木村総合開発センターにおいて、開催されました。

過去四回の協議を踏まえ、今回で委員会としての統一した意見を協議会へ報告する予定になっていましたので、各委員からは活発な意見が出されました。

はじめに議会議員の定数及び任期の取扱いについて、委員から「在任特例を使って、現在の議員が合併に対する責任を持ってもらいたい。しかし在任期間は、一年半とか一年などと言わずに、できるだけ短くしてほしい。」「合併の本来の目的から考えれば、在任特例は使わずに、設置選挙をすべきだ。」「などの意見が出されました。

また議員定数については、「全国と同規模の自治体議員の定数をみれば、二十二人ぐらいがちょうど良

い。」「他の市町村より行政区面積が広がるので、最初は二十六人の定数からスタートし、徐々に削減すべきだ。」「一気に減らすのではなく、二十四人ぐらいが良いのではないか」などの意見が出されました。



支障のないようにするためには、各農業委員会から出された要請のとおりに、現委員の任期(平成

十七年七月十九日)までで良いのではないか。との意見が多数を占めました。

また選挙区については、「設置して地元の委員に今以上にがんばってもらいたい。」「との意見が出されました。

さらに定数については、各農業委員会から選挙委員は三十名でお願いしたいとの要請が出されていましたが、「選挙で選ばれる委員が二十人

を超えると、農地部会【注】の設置が義務づけられていて、毎月の農地部会に出席できるのは最大十五人までなので、残りの委員の活動が極端に減ってしまう。」「二十人以下なら今までどおり、全員で審議できるので、あえて三十人でなくても良いのではないか。」との意見が出されました。

【注】農地部会とは

主な活動として、  
農地の貸し借りや売買に関する農地法第二条の審議。  
自分の農地を農地以外の目的に使用する農地法第四条の審議。  
他人の農地を農地以外の目的に使用する農地法第五条の審議。  
があり、  
現在の各農業委員会では委員全員でこの審議にあたっています。

その後、委員会として次のように意見を集約しました。

『議会議員の定数及び任期の取扱いについて』

一、任期について

市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項の規定を適用し、平成十七年十月三十一日まで、引き続き新市の議会議員として在任する。

二、定数について

新市の議会議員の定数は、二十四人とする。

『農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて』

一、任期について

三町村の農業委員会は、農業委員会等に関する法律第三十四条第一項の規定を適用し、平成十七年七月十九日まで新市の農業委員会として存続する。



その後一つに統合し、旧町村を区域とする三つの選挙区を設ける

二、定数について

選挙による委員の定数は、二十人とする。

三、選挙区の定数

各選挙区ごとの委員の定数については、合併時までに調整する。  
この集約された意見は、小委員会最終報告として、協議会に報告されました。

ASO

◆三町合併研究協議会研修視察◆

十月二日青森県のASO三町合併研究協議会（六戸町、下田町、百石町）の関係職員六名が当協議会事務局に研修視察に訪れました。

同協議会は平成十四年五月に設置され、これまで六回の協議会を開催し、合併に対する話し合いを行ってきました。そして年内に法定協議会を設置することに合意しています。

視察では、協議会設置までの作業手順や問題点、協定項目の協議の仕方について、熱心にメモを取りながら質問等を行っていました。

ASO「アクション・サンシャイン・OIRASE」の略、六戸町・下田町・百石町の関係者によるネットワークの呼称



3町の担当課長等6名が研修に訪れました

臨時合併協議会

11月21日(金)  
午後2時から  
西木村 クリオン

第8回 合併協議会

11月28日(金)  
午後1時30分から  
西木村 総合開発センター

合併協議会は、どなたでも傍聴できます。皆さんの傍聴をお待ちしています。

事務局より



協議会だより第三号を発行しました。今月は臨時を含め二回の協議会が予定されています。

毎回、名称についての協議が活発に行われています。是非、なまの協議会をご覧になりませんか。

合併協議会では、皆さまからの、ご意見等も、お待ちしております。お寄せください。

編集・発行／田沢湖・角館・西木合併協議会

〒014-0592 秋田県仙北郡西木村上荒井字古堀田47  
TEL 0187-52-5930 FAX 0187-52-5934  
HP <http://www.hana.or.jp/~gappei/>